

～スル形の指示表現への転用

－命令形との意味の接近とその用法差をめぐって－

牧原 功

1. はじめに

近年モダリティの研究が盛んである。しかし、そこでの研究対象は、推量形ラシイ、ダロウであるとか関係付けのノダなど、モダリティの形式として有標の形式に関するものがほとんどであるように見受けられる。

その一方で、いわゆる無標形としての辞書形～スルの表すモダリティについては、ほとんど考察がなされていないように思われる。これは、例えば「さっさとやる」という無標形が、実質的には「さっさとやれ」という命令形と同様の機能をはたしていることであるとか、「僕がやる」というやはり無標の形態が「僕がやろう」のように意志形と同様の機能をはたしているというような現象である。

これまで、このように辞書形～スルが、意志形や推量形などの他の形式と同様の機能をはたしうるのはなぜかかといった点や、辞書形から派生した用法と本来のモダリティ形式の用法との異同については、あまり関心が払われてこなかった。

本稿では、上述の現象のうち、～スルが指示表現として命令形とほぼ同様の機能をはたしている場合について考察する。以後はいわゆる辞書形については～スル形という用語で統一する。

2. 先行研究と問題の所在

以下に示すのは、～スル形が指示表現として機能している例である。

- (1) さっさと掃除する。
- (2) いいから、勉強する。

(3) そこにすわる。

このような動詞の～スル形が命令を表すという現象は、橋本(1953)をはじめ、早くから指摘されているものであった。しかしながら、このような現象をどのようにとらえ、どう説明するのかといった点については、尾上(1978)を除き目にはできないようである。

ここではまず尾上の研究を振り返り、その問題点について考えてみる。尾上はこの点について次のように述べている。

「ソコニスワル」という形は「そこにすわる」という一つの事態をあくまでただその事態として表示するだけのものである。何かを相手に求め得るような、あるいは求めざるを得ないようなあり方の言語場において、実現を求めるその事態内容をただそのまま「そこにすわる」とことばにすると、聞き手の情報認識能力によって、それは聞き手自身に向けられた要求の内容、あるいは聞き手がそこで為すべき行為の指定内容となる。これは、自動車教習所の教官が助手席でぶっきらぼうに「ブレーキ」「アクセル」と指示するのと等しく、また遊び疲れて帰ってきた子供が「お茶！」と叫ぶのにも連続するであろう。「ソコニスワル」という事態の素材的な表示形が、言語場のあり方に支えられて、そのアモダールな姿のゆえに、命令の内容として機能するのである。 (尾上(1978) p.23)

ここでは、「そこにすわる」という表現は素材表示的なものであることによって、「ブレーキ」「アクセル」という名詞の提示が命令文として機能するのと同様に、命令の意味を持つのだとしている。

だが、はたしてこのような考察で十分なのであろうか。

問題となる点の1つは、「ブレーキ」「アクセル」という言い方が命令文として機能するのは、単に発話の行なわれるコンテキストに支えられているからであると考えていいのかということである。例えば、車の運転をしている際には、「教官が車の操作部を指示したらその部分の操作を行なう」という暗黙の了解がなされており、いわば「ブレーキ」「アクセル」という表現は「ブレーキを踏め」、「アクセルを踏め」といった命令文において述語が省略されたものと見做すことが可能だと思われる。

それに対し、「そこにすわる」という言い方は、コンテキストに支えられて命令形の述

語が省略されたもの、とは考えにくい。もし、尾上の言うように「そこにすわる」が素材表示的に用いられている一名詞と同様に用いられている一とすると、文末の～スル形はモダリティを持たないことになってしまう。通常、～スル形は、～シヨウや～シロのような意志形や命令形と対立し、元来は非意志であるとか非命令の意味を担っていると考えるべきものではないのだろうか。つまり、モダリティを持たない一語の名詞と、通常は述べ立てのモダリティを持っている～スル形の述語からなる文とを、同一に扱って良いのかという点が問題となってくるように思われる。

もっとも、尾上の考察において～スル形を命令形や意志形と比べて素材表示的であるということを否定するわけではない。～スル形が命令形や意志形と比較してモダリティが未分化の状態にあるからこそ、様々な意味を表し得るということは認めなければならないだろう。ただ、素材表示的だからといってそれを名詞句と同等に見なすという方向に解決の糸口を見いだそうとするのではなく、他の、「そこに座るの」、「いいから勉強した」のような命令表現をも視野に含んだ上で、それらに共通する性質から問題を捉えて行く必要があるのではないかと考える。

尾上(1978)では、「ブレーキを踏め」と「ブレーキ」の対立と、「ブレーキを踏め」と「ブレーキを踏む」の対立を同様に見なしているわけだが、やはり、もとの文とその省略形という関係と、～スルと～シロという活用形態の異なりという関係を同一のものとして処理するということには問題がある。後で考察するように、両者にはそれぞれ固有の用法が認められ、これらは区別して扱うべきものであると考える。本稿では、「ブレーキ」というタイプの命令文は、命令形の述語が省略されたものであると考え、その一方「ブレーキを踏む」というタイプの命令文は、一定の条件を満たした場合に～スル形の持つ固有の用法から語用論的に派生するものであるとし、命令形～シロの省略されたものとは違うと考える。

次の問題は、いわゆる命令形以外で命令文として機能する以下のような用法については、尾上の立場では扱えないということである。

- (4) さっさと掃除するの。
- (5) そこに座るんだ。

これらの用法は、モダリティ的にニュートラルであるとは考えられないものであるが、～

スル形と同様に命令文として機能している。本稿では、これらの例も～スル形と同様の語用論的条件から命令文として機能しているとして、包括的に扱うことにする。

問題の3点めは、～スル形が命令形～シロと同様に解釈される場合でもその2者の間になんらかの用法差が認められると思われるが、この点に関しての言及がなされていないという点である。

本稿では、このような観点から～スル形による通常の述べ立ての文の意味的な特徴のうち、命令文への転用と深く関わっていると思われるものを考察し、なぜル形・二人称の～スル形が命令文として機能するのかを説明づけたい。

3. ～スルによる、述べ立ての文の特徴

～スル形が通常の述べ立て以外の機能を果たす場合として、命令の他に意志を表していると解釈される場合がある。

(6) 明日行く (= 明日行こう)。

(7) 今日からジョギングする (= ジョギングしよう)。

(8) ずっとここにいる (= ずっとここにしよう)。

このような現象については、その説明は比較的容易であると思われる。

これらの場合、未来の事象を確定的に(ダロウ等が付加された場合と比較して)言及している。そしてその事象が発話者自身にとってのことであり、さらに意志的に統制可能なものであるという点で、事態の実現に向けて行為を行おうとしているという意味が2次的に生じ、それゆえに発話時での意志という解釈が生まれるのであろう。(4)(5)では発話者自身が意志的に統制可能な未来の行為を確定的に述べるということで、発話者の責任において行為が実行されるという解釈が成り立つ訳である[注1]。指示表現の場合も同様に、聞き手に対して事態を確定的に述べることと、なぜそこに策動性が生じるのかということとの関連を説明する必要が出てくる。

そこで、ここでは2人称ガ格の～スル形の文の性質について考察することにする。まず、命令文として解釈されない文で、～スル形がガ格に2人称名詞句を持つ場合を見ておく。

～スル形が単に事実の叙述として機能している場合の文を、述べ立ての文と呼ぶことにする。述べ立ての文は通常、人称制限は有していないと考えられるが、次のような文では2人称に人称制限が生じているのではないかという問題提起が仁田(1989 a)によってなされている。

(9) ?君は頭が痛む。

(10) ?あなたはきのう熱があった。

このような現象がなぜ起きるのかという点について、仁田(1989 a)は、通常平叙文においては話し手は聞き手に情報を伝達するわけであり、発話内容に対する情報量は[話し手>聞き手]でなければならないという説明を試みている。

つまり、情報の量が[話し手<聞き手]の場合は、疑問表現を採ることで聞き手から情報を引き出すという表現形をとるか、あるいは終助詞～ネを用いることによって、問かけ性をもたなければならない。この場合は「頭が痛むか?」「あなたはきのう熱があったのね」のように問題ない表現となるのである。確かに、上記の(9)、(10)の例は、聞き手の感覚、聞き手の過去の事態など、発話時において聞き手が確固たる情報として把握しているものであるので、[話し手>聞き手]という情報所有関係は生じにくいと思われる。

ただし、このような表現が常におかしいのかという点と必ずしもそうそうではなく、話し手は事態を確実なものと考えているのに、聞き手がそれを否認しており、聞き手がうそをついているとか、間違った認識をしていると考えている場合には問題のない表現となる。「非難」とか、「なじり」というニュアンスが生じるのはこのためだと思われる。これは、述べ立ての文では[話し手>聞き手]という情報所有関係が成立しているため、これに従った解釈を行うと、上記のようなコンテクストー聞き手がうそをついているとか、間違っているという状況ーが導かれるということなのであろう。

これは、述べ立てという文の形式が用いられて[話し手>聞き手]という情報設定がなされた場合、文はその設定に従ったコンテクストによって理解され、様々の語用論的な用法が現れるということである。

ここでは、～スル形が使用された場合は、言及する事態に対する話し手の有する情報と、聞き手の有する情報との間には[話し手>聞き手]という関係が成り立っていると理解さ

れる、ということを観察した。

4. ～スル形の命令文への転用

前節で踏まえたことを前提として、ではなぜ2人称+～スル形が命令文として機能するのかについて考察を進めることにする。

ここで～スル形が、聞き手が否定している事態について、話し手が聞き手がうそを言っているとか間違った認識をしていると考えている、というような特殊なコンテキストとして理解される例を、再び見ておくことにする。

(9) ?君は頭が痛む。

(10) ?あなたは昨日熱があった。

これらの例文の特徴は、問題になっている事象が(9)では聞き手の発話時での感覚であるとか、(10)では聞き手が実際に経験した事実であるとか、通常、[話し手<聞き手]という情報所有関係が成り立っているものであった。

ここで、問題となる事象が聞き手に関するものであっても、[話し手<聞き手]という情報所有関係が成り立たない場合には、どのような場合があるかを考えてみたい。まず考えられるのは、まだ実現していない未来の事象に関して言及する場合であろう。

次の例を見られたい。

(11) あなたも、わかる。

(12) 君は、背が伸びる。

(11) (12) のような例では、とりたてて文に不自然さは感じられない。

これは、非意志的な未来の動作を表す場合である。このような場合、情報量は話し手も聞き手も同様の不確かさを持っていると考えられる。たとえ聞き手の状態についての言及であっても、それが非意志的な未来の事象である場合、必ずしも[話し手<聞き手]という情報の規定はなされていないということになる。

ただし、(11) (12) の場合、～スル形を用いることによって、情報は「話し手>聞き手」と規定されたと解釈される。これらの文が話し手の聞き手に対する「予言」というニュアンスを持つのは、～スル形が「話し手>聞き手」という情報所有関係を設定することによっていると考えることが可能であろう。

以上、非意志的な事象に限定して考察したわけだが、では意志的な未来の事象について述べ立てた文ではどのようなようになるだろうか。

(13) 君は行く。

(14) あなたは寝る。

これらの場合、単なる未来の事象について言及する場合と、聞き手の意志をも含めた事象について言及する場合とについて考える必要があろう。

まず、単なる未来の事象を表した場合であるが、情報量は話し手も聞き手も同様の不確かさを持っていると考えられる。よって二人称に関する事象について言及していても「話し手<聞き手」という情報所有関係の規定はなされていないと考えられる。(9) (10)

のように不適切な表現とはならないのはこのためであろう。これは「君は背が伸びる」と同様の現象である。また、話し手が聞き手の行動を「予言」といったニュアンスも、非意志的な未来の事象 (11) (12) と同様に生じてくることになる。

ただし、これらは意志的な動作を表すという点で (11) (12) とは異なっている。そこで、聞き手の意志を含めた動作について「話し手>聞き手」という規定がなされた場合はどのように解釈されるであろうか。

考え得る解釈の一つは、話し手が聞き手が考えていることを明確に把握していると思っ
ているのに聞き手がそれを否定しているというコンテキストで発話される場合である。話し手が、聞き手の表明より、自らの考えが正しいと思っている場合、「君は行かないと言っているけれど、行くことになるよ」、「寝ないと言っているけれど、寝てしまうよ」のような意味で (13) (14) のような表現がなされると思われる。

もう一つの解釈としては、聞き手の意志によって統制可能な未来の事象について、話し手が「話し手>聞き手」という規定をもつ表現を行うことによって、結果的に話し手が聞き手の意志的な動作を規定するという意味関係が生じる場合があると思われる。そして、このような場合に「話し手が聞き手の意志的な動作を規定する、という意味関係として解

釈される場合に一述べ立ての文の機能が命令文と接近するのだと考えられる〔注2〕。

なぜ、2人称の未来の行為を～スル形で確定的に表現するとそこに策動性が生じるのかという点は、～スル形を用いることで、言及する事態について〔話し手>聞き手〕という情報所有関係が規定され、それによって聞き手はその事態を実現するべく行動するという語用論的な意味がそこから派生すると考える。

5. 指示表現として機能するその他の形式との関わり

既に指摘したように、命令文として機能するものには、命令形、～スル形の他に(4)、(5)のような～ノダがある。また、やや特殊な言い方になるかもしれないが(15)のような～タ形も命令として用いられる場合がある。

(4) さっさと掃除するの。

(5) そこに座るんだ。

(15) そんなことはいいから勉強した。

このような用法に共通する性質は、①述語が意志的に統御可能なものであること、②聞き手に関わる不確定の未来の事象を〔話し手>聞き手〕という情報所有を表す表現形式を用いて表していることの2点であると考えられる。この2つの性質は、～スル形が命令文として語用論的に機能する場合に必要なものと同一であり、(4)(5)(15)は、基本的に～スル形と同様の条件の下で命令文として機能していると見ることができるだろう。

6. 指示表現において～スル形式の担う意味

4節においてなぜ2人称～スル形が指示表現として機能するかについて、話し手と聞き手との情報所有関係という視点から考察した。

次に、通常の命令形～シロと、転用された～スルとではどのような用法差が存在しているかについて考察する。

6. 1. 命令形～シロの表す意味

命令文をどのように規定するかについては、いくつかの立場が見られるが、本稿では動詞の活用形態として～シロという形の述語をもつものを、一括して命令文として認めることにする。つまり、

(16) 雨よ降れ。

(17) (スプーンに) 曲がれ。

といった働きかけ性を持たない願望形を命令文の下位区分として認めるということである。ここで、命令文のプロトタイプとして次の2点を認めることとする。

- ①話し手は聞き手に行為の実行を要求する。
- ②聞き手は話し手の行為を実行する能力がある。

この2つの条件を満たすものを狭義の命令文とし、この条件を満たさない、狭義の命令文のバリエーションとして願望形をとらえることにする。つまり、願望形は広義の命令文の一種と考える。「雨よ降れ」、「(発話の場にはいない相手に向かって)早く来いよ」等が、広義の命令文の例である。

表現類型の中にどのように命令文を位置づけるのかということも大きな問題ではあるが、本稿の主張とは直接には関係しないので、ここではこの点には立ち入らないことにする〔注3〕。

命令文には、狭義の命令文と、広義の命令文ー願望を含むーの2種があり、命令形～シロはこの2つの命令文を形成するということになる。

6. 2. 指示表現における～スル形の意味

先に、命令形～シロは、命令と願望の2つの用法を持つということを見た。それに対し、～スル形によって形成される指示表現は、命令の意味しか表し得ない〔注4〕。

(18) *雨よ降る。

(19) * (スプーンに) 曲がる。

このような用法差も、先に述べたような、～スル形の命令文への転用においては聞き手の意志的な動作に対して〔話し手>聞き手〕という情報設定がなされるため、結果として「命令」という意味が生じるという説明原理によって説明し得るものである。つまり、2人称ガ格が意志的な動作主ではない場合、ガ格の動作を規定するという解釈は成立しないのである。そのために、命令文としては解釈されなくなり非文となると考えられる。

これに対し、一語の名詞はそれ自身で願望の意味を表すことができる。これは、一語の名詞が命令文の述語の省略形として機能していると考えることによって説明できる。

(20) 雨よ！

ただし、「スプーンよ、曲がれ」と同様の意味を「スプーンよ！」として表すことは難しいと思われる。これは、「雨よ！」といえ、ば、「雨よやめ」とか「雨よ降り」という文を想定し易いものに対して、「スプーンよ！」といっても、それに対応する文を想定しにくいということによっているのであろう。

このように、一語の名詞が命令文として機能している場合と、述べ立ての文が命令文と同様の機能を果たしている場合との違いが生じる以上、その二者を同一に見なさずに、それぞれの場合についての把握を進めるべきだと思われる。

6. 3. 指示表現の種類と文脈依存性

指示表現として機能するものは、これまで見てきた2つの種類に大別されると思われる。1つは、～シロ、～シテクレのような願望表現としても機能できるもので、もう1つは～スル、～スルノダ、～シタのような聞き手が意志的に制御可能な未来の事象を確言として表現するものである。この両者の間には、文脈依存性の強弱という点で異なった振る舞いが見られる。

例えば、家の中で寝転がってテレビを見ている父親が子どもに向かって灰皿を持ってくるように頼む場合を考えてみよう。このような場合、(18)のような表現は通常使用できるものであるが、(19)のような表現は用いることができない。

(18) おい、灰皿を持って来い。
おい、灰皿を持って来てくれ。
おい、灰皿。

(19) ??おい、灰皿を持って来る。
??おい、灰皿を持って来るんだ。
??おい、灰皿を持ってきた。

(19) のような表現を用いることが可能なのは、(18) のような指示表現が発話された後で、なかなか灰皿を持ってこない子供に再び催促するような場合であろう。つまり、(19) に見るように、～スルのようなタイプの指示表現は文脈に強く依存しており、すでに行為要求を行っている場合に、行為の実現を促すという働きをするものであり、何の文脈もない状態で、会話に行為要求を導入するという用法は持たないということである。ここで言う文脈は、必ずしも言語的なものに限られたものではなく、非言語的なものも含めて考えている。(20) (21) のように、非言語的なコンテクストであっても、行為を行うのが当然と考えられる場合は～スル形を用いることができる。

(20) (赤信号なのにブレーキを踏まない教習生に)
赤信号ではブレーキを踏む。

(21) (書類は書き上げたら上司にすぐに見せるという習慣の中で)
書類は、できたらすぐに持ってくる。

一方、～シロのタイプのもは、文脈に対する依存が弱く、会話に行為要求を導入するという場合でも用いることができる〔注5〕。この両者の違いは、根本的には表現形式と策動性との結びつきの強弱によるのであろうが、この点については稿を改めて論じたい。

7. おわりに

以上、～スル形からなる述べ立ての文が、なぜ命令文と同様の働きをするのかという点

について、述べ立ての文の持つ意味特徴が命令文の持つ意味と接近するという観点から考察を行った。

本稿では、～スル形の基本的な意味を述べ立てととらえ、その用法が命令と接近する場合を語用論的な観点から考察したが、より詳細な考察が必要な部分も少なくない。例えば、命令形と～スル形の命令文の使用条件としてのコンテキストのありかたについては、今回は詳しくは扱えなかった。これは、会議のような場面で責任者が意志決定を行い「よし、これは小池がやれ。」のように命令形の指示表現は用いることができるが、「よし、これは小池がやる。」のような言い方をすると、単なる意志表出として解釈されることになって、指示表現としての機能は弱くなってしまおうような問題をも含んでくる。このような点についての考察は、談話資料の分析を含めて現在準備中である。

【注】

- 1) この点に関する研究としては、森山(1990)がある。
- 2) 次の問題として、どのような場合に2人称ガ格・意志動詞～スル形が「命令」と解釈され、どのような場合に「非難」とか「予言」と解釈されるかということがあろう。このような点は言語場に支えられたものであるとし、最終的にはプラグマティックな場の研究から考察しなければならないという立場をとるものとして山岡(1988)がある。
本稿でも命令文というのは語用論的な問題であると捉えている。しかし、～スル形が「しっかり」という副詞と共起すると命令の意味にとられ、「きっと」という副詞と共起すると「予言」というニュアンスにとられるなど、副詞との共起関係によっても意味の分化が明確化する等語用論以外の問題として考察可能な部分も少なくない。
- 3) 仁田(1989 b)では働きかけ性を重視するため、願望は表出形として命令形とは別個に扱われている。
- 4) 命令、依頼、勧めといった働きかけの表現は、話し手の願望の表出、話し手の聞き手に対する価値判断の提示などから、語用論的に策動性が生じているのではないかと考えているが、歴史的な問題なども関わってくるため、この点については稿を改めて論じたい。
- 5) 指示表現の分類については、仁田(1990)における「達成命令」「過程命令」という

分析や、井上(1993)による「タイミング考慮」「タイミング非考慮」などがある。

このうち井上(1993)は命令文が「現在動作実行のタイミングにあるか」という点で命令文を分類したものであり、本稿のような「会話に行為要求を導入する」「既に要求している行為の実行を促す」といった機能の分類とは異なる視点からの考察であるが、関連する部分も多い。

【参考文献】

- 橋本 四郎(1953) 「動詞の終止形－辞書・注釈書を中心とする考察－」『国語国文』23-4.
- 尾上 圭介(1978) 「そこにすわる！－表現の構造と文法－」『言語』8-5.
- 寺村 秀夫(1984) 『日本語のシンタクスと意味』くろしお出版
- 山岡 政紀(1988) 「疑似命令文－日本語モダリティの文文化の一事例」『日本語と日本文学』10. 筑波大学国語国文学会
- 仁田 義雄(1989 a) 「現代日本語文のモダリティの体系と構造」『日本語のモダリティ』くろしお出版
- 仁田 義雄(1989 b) 「述べ立てのモダリティと人称現象」『阪大日本語研究』1. 大阪大学
- 仁田 義雄(1990) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 森山 卓郎(1990) 「意志のモダリティについて」『阪大日本語研究』2. 大阪大学
- 井上 優(1993) 「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」－命令文・依頼文を中心に－」『国立国語研究所報告集』14.
- Austin, J.L. (1962) *How to Do Things with Words*. Harverd U.P. [坂本百大訳(1978)『言語と行為』. 大修館書店]
- Leech, G.N. (1983) *Princioles of Pragmatics*. London:Longman. [池上義彦・河上誓作訳(1987)『語用論』. 紀伊国屋書店]

Function of *-suru* Base-form as a Imperative Expression

Tsutomu MAKIHARA

There are several forms in Japanese which are used as imperative expressions in addition to the imperative forms of verbs. In this paper, a general examination is made of these forms, focusing in particular on *-suru*.

The phenomenon of the use of *-suru* as an imperative expression has been regarded in research to date as being of the same nature as that of single nouns which function as imperative expressions, *haizara* "(Bring me) an ashtray!", for example. The position taken here, however, is that the deontic force of such expressions arises pragmatically from the aspect by which "an utterance concerning a future event under the conscious control of the hearer is made referring to that event as if it were an completed action." This perspective makes it possible to explain forms other than *-suru* which function as imperative expressions, such as *-suru no*, *-suru n da*, and *-shita*, as well in a uniform manner.

Imperative expressions such as *-suru* and *-suru no* can also only be used in contexts in which some request for action has already been made, indicating that such expressions differ in nature from those derived from imperative forms such as *-shiro*.